

改正

平成16年2月24日告示第303号

平成19年3月30日告示第442号

平成20年3月31日告示第394号の2

平成20年10月17日告示第915号

平成25年6月11日告示第641号

平成28年3月11日告示第224号

平成29年5月16日告示第407号

令和3年6月18日告示第459号

長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱を次のとおり定める。

長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、産業廃棄物の処理に関する法令に定めるもののほか、産業廃棄物の処理に関し必要な事項を定めることにより、産業廃棄物の適正な処理を推進し、もって生活環境の保全及び県民の健康の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。
- (2) 政令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。
- (3) 省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。
- (4) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物（法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物を含む。）をいう。
- (5) 処理 収集、運搬又は処分をいう。
- (6) 処理業者 法第14条第1項又は法第14条の4第1項の規定により知事の許可を受けて、県内において産業廃棄物の収集若しくは運搬を業として行っている者又は行おうとする者及び処分業者をいう。
- (7) 処分業者 法第14条第6項又は法第14条の4第6項の規定により知事の許可を受けて、県

内において産業廃棄物の処分を業として行っている者又は行おうとする者をいう。

- (8) 処理施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設その他処分業者がその業を行うために設置する施設をいう。
- (9) 処理施設の設置等 処理施設の設置又はその構造若しくは規模の変更（省令第12条の8に規定する軽微な変更を除く。）をいう。
- (10) 県外産業廃棄物 長崎県の区域外で発生した産業廃棄物をいう。
- (11) 排出事業者 事業活動に伴って産業廃棄物を排出する者をいう。
- (12) 県外排出事業者等 次に掲げる者をいう。
 - ア 県外において排出事業場を有する排出事業者であって、当該排出事業場から生ずる産業廃棄物を県内において自ら又は処理業者に委託して処分し、又は保管する者
 - イ 法第12条第5項に規定する中間処理業者であって、県外において自ら行った処分に係る同項に規定する中間処理産業廃棄物を県内において自ら又は処理業者に委託して処分し、又は保管する者
- (13) 事業者等 排出事業者及び処理業者をいう。
- (14) 排出事業場 事業活動に伴って産業廃棄物を排出する工場、施設及び工事現場（中間処理業者が自ら行った処分に係る中間処理産業廃棄物を排出する事業場を含む。）をいう。
- (15) 委託契約書 政令第6条の2第4号（政令第6条の6第2号においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に適合した委託契約書をいう。
- (16) 優良認定業者 政令第6条の9第2号、政令第6条の11第2号、政令第6条の13第2号又は政令第6条の14第2号に規定する者をいう。

（県の責務）

第3条 県は、法第5条の5第1項の規定により定めた長崎県廃棄物処理計画に基づき、事業者等に対し、適切な指導、助言及び監督を行うとともに処理業者の育成に努めるものとする。

2 県は、市町と密接な連携を図るとともに、その協力を得て、産業廃棄物の適正処理を推進するものとする。

3 県は、産業廃棄物の不適正処理の未然防止及び早期是正のため、処理施設の定期的な監視を行うものとする。

4 県は、生活環境の保全及び県民の健康の保護を図るため必要と認める範囲において、前項の規定による監視又は調査の結果などの情報の積極的な提供に努めるものとする。

（事業者等の責務）

第4条 事業者等は、産業廃棄物の処理の用に供する施設を設置する場合は、法、政令、省令その他の関係法令に定めるもののほか、この要綱に定める事項等を遵守するとともに、設置する地域の環境の特性に配慮し、環境保全のための対策、周辺環境の整備及び安全性の高い施設の確保に努めなければならない。

2 事業者等は、産業廃棄物の処理の用に供する施設の設置に当たっては、生活環境の保全のために必要な措置を講ずるとともに、紛争を未然に防止するため、その業務に特段の支障がない限度において当該施設を公開するなど、産業廃棄物の処理に関する情報の積極的な公開に努めなければならない。

(排出事業者の責務)

第5条 排出事業者は、産業廃棄物の処理に関する自らの責任を自覚し、法、政令、省令その他の関係法令に定めるもののほか、この要綱に定める事項等を遵守し、産業廃棄物を適正に処理しなければならない。

2 排出事業者は、法第3条に定めるところにより、産業廃棄物の発生量の抑制に努めるとともに、発生した産業廃棄物の県内における循環利用及び適正処理に努めなければならない。

3 排出事業者は、産業廃棄物の処理に関する知識の研さんをはじめ、自らの資質の向上に努めるとともに、その従業員に対しても、県等が開催する産業廃棄物に関する研修会等に参加させるなど、その教育に努めなければならない。

4 排出事業者は、産業廃棄物の処理の用に供する施設の維持管理については、環境汚染の防止及び安全管理体制等の整備に努めなければならない。

5 排出事業者は、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合にあっては、当該産業廃棄物の処理を委託しようとする処理業者の許可の内容、産業廃棄物の処理の用に供する施設の現況、能力、処分方法等を調査し、当該産業廃棄物を適正に処理する能力を十分に有する処理業者を選定するとともに、委託した産業廃棄物が不適正に処理されることのないよう、当該産業廃棄物の処理を行う事業場を定期的に確認するなど、処理状況の把握に努めなければならない。

(処理業者の責務)

第6条 処理業者は、排出事業者の自己処理を排出事業者に代わって行う者としての責任を自覚し、法、政令、省令その他の関係法令に定めるもののほか、この要綱に定める事項等を遵守し、産業廃棄物を適正に処理しなければならない。

2 処理業者は、産業廃棄物の処理に関する知識の研さんをはじめ、自らの資質の向上に努めるとともに、その従業員に対しても、県等が開催する産業廃棄物に関する研修会等に参加させるなど、

その教育に努めなければならない。

- 3 処理業者は、産業廃棄物の処理を行うに当たっては、地域住民等の理解が得られるよう十分な説明に努め、大気、水質、交通等の周辺環境対策に十分配慮しなければならない。また、産業廃棄物の処理の用に供する施設の維持管理については、環境汚染の防止及び安全管理体制等の整備に努めなければならない。
- 4 処理業者は、排出事業者に対して必要な情報を積極的に提供するとともに、許可に係る業務に応じ、省令第9条の3第2号、省令第10条の4の2第2号、省令第10条の12の2第2号又は省令第10条の16の2第2号の各表の上欄に掲げる事項その他の事項をインターネットの利用により公開するなど、広く情報の公開に努めなければならない。

第2章 処理施設の設置等

(処理施設の設置等に関する事前協議)

第7条 処理施設の設置等をしようとする事業者等（以下「設置等予定者」という。）は、あらかじめ生活環境の保全に係る事項について必要な調査を行い、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物処理施設設置（変更）事前協議書（様式第1号。以下「設置等事前協議書」という。）を知事に提出し、処理施設の設置等に関して協議しなければならない。ただし、別表第1に掲げる処理施設の設置等については、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (2) 処理施設の種類及び当該処理施設において処理する産業廃棄物の種類
 - (3) 設置場所
 - (4) 処理能力(当該処理施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容積をいう。)
 - (5) 処理方式、構造及び設備の概要
 - (6) 放流水の水質及び水量、放流方法並びに放流先の概要
 - (7) その他知事が必要と認める事項
- 2 設置等事前協議書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- (1) 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設又は有機性廃棄物を原材料とする肥料、飼料等の製造施設の設置等をしようとする者にあつては、次条に規定する立地基準への適合状況を明らかにする書類
 - (2) 次に掲げる生活環境の保全のための措置及びその効果を明らかにする書類
 - ア 法第15条第1項に規定する処理施設 同条第3項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査を行う項目、方法、環境保全目標値等を記載した書類

イ アに掲げる施設以外の施設 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動又は悪臭のうち生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものについて生活環境の保全のための措置及びその効果を明らかにする書類

- (3) 処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書（処理能力計算書を含む。）
- (4) 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面並びに埋立処分の計画を記載した書類及び図面
- (5) 最終処分場以外の処理施設にあつては、事業の概要及び処理工程図
- (6) 処理施設の付近の見取図
- (7) 排水水を排出する処理施設の設置等をしようとする者にあつては、処理施設から公共用水域に至るまでの排水経路及びその周辺の土地利用状況を示した図面
- (8) 関係者に周知するために用いる処理施設の設置の概要を記載した書類及び図面
- (9) 構造又は規模の変更にあつては、変更前の内容と変更後の内容を記載した書類及び図面
- (10) その他知事が必要と認める書類及び図面
(処理施設の立地基準)

第8条 前条第1項の協議に係る処理施設の設置等予定者であつて、法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設又は有機性廃棄物を原材料とする肥料、飼料等の製造施設を設置しようとする者は、別表第2に掲げる区域等を含まない区域に当該処理施設を設置するものとする。

(関係市町の長の意見の聴取)

第9条 知事は、第7条第1項の規定による協議を受けたときは、当該協議に係る処理施設の所在地を管轄する市町の長及び当該処理施設の設置等について周知を図る必要があると認める市町の長（以下「関係市町の長」という。）の意見を聴取するものとする。

2 知事は、前項の規定により意見を聴取するにあつては、設置等予定者より提出された設置等事前協議書の写しを関係市町の長に送付するものとする。

3 関係市町の長は、第1項の規定による意見を述べるにあたり設置等予定者に対し当該設置等事前協議書の内容について説明を求めることができるものとする。

(現地調査)

第10条 知事は、第7条第1項の規定による協議を受けたときは、必要に応じ、現地調査を行うものとする。

(情報の周知の徹底)

第11条 設置等予定者は、第7条第1項の規定による設置等事前協議書の提出後、関係市町の長の協力を得て、関係地域内において、設置等事前協議書の内容について、説明会を開催するものとする。

2 設置等予定者は、その責めの帰することのできない理由により当該説明会を開催することができないときは、当該説明会の開催に代えて他の方法により周知を図るものとする。

3 設置等予定者は、説明会又は周知の方法及び地域を定めるときは、あらかじめ、その方法及び地域について関係市町の長と協議するものとする。

4 設置等予定者は、説明会その他の方法により周知を図ったときは、速やかに、知事に対して説明会等実施状況報告書（様式第2号）を提出しなければならない。

5 知事は、前項の規定により説明会等実施状況報告書の提出があったときは、その写しを関係市町の長に送付するものとする。

（意見の把握等）

第12条 設置等予定者は、事前協議の内容について公害の防止及び生活環境の保全の見地から関係地域内に住所を有する者の意見の把握に努めるものとする。

2 設置等予定者は、前項の規定により把握した意見について誠意をもって検討を行い、必要に応じて知事又は関係市町の長と協議するものとする。

3 設置等予定者は、第1項の規定により把握した意見について対応したときは、速やかに、知事に対して意見等調整状況報告書（様式第3号）を提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定により意見等調整状況報告書の提出があったときは、その写しを関係市町の長に送付するものとする。

（指導、助言等）

第13条 知事は、生活環境の保全に関する関係市町の長の意見及び設置等事前協議書の内容の審査結果に基づき、生活環境の保全上の見地から当該設置等予定者に対し、協議のあった事項について必要な指導又は助言を行うことができるものとする。

2 知事は、前項の指導又は助言を行おうとするときは、必要に応じて、生活環境の保全に関する専門的知識を有する者に対し、当該設置等事前協議書の内容について意見を求めることができるものとする。

3 知事は、設置等事前協議書の審査を終了したときは、設置等予定者に対して文書で通知するものとする。

4 設置等予定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、改めて設置等事前協議書を知事に提

出し、協議しなければならない。

- (1) 設置等事前協議書提出後5年を経過したとき。
- (2) 前項の通知後5年間、設置等予定者が当該施設を設置しなかったとき。

(設置等事前協議書の内容の変更等)

第14条 設置等予定者は、前条第3項の通知後に当該設置等事前協議書の内容の変更（省令第12条の8に規定する軽微な変更を除く。）をしようとするときは、改めて設置等事前協議書を知事に提出し、協議しなければならない。

2 第7条から前条までの規定は、前項の規定による協議について準用する。

3 設置者等予定者は、第1項及び第7条第1項の協議に係る処理施設の設置等を中止したときは、その旨を知事に届け出るものとする。

(生活環境の保全に関する協定の締結)

第15条 設置等予定者は、第7条第1項の協議に係る処理施設の設置等について、関係市町の長から生活環境の保全に関する協定の締結要請があったときは、関係市町の長と当該協定を締結しなければならない。

2 知事は、前項の協定の締結に関し、必要に応じて助言を行うことができるものとする。

(指導及び助言に対する措置)

第16条 設置等予定者は、第13条第1項の規定による知事の指導又は助言に基づいて必要な措置を講じなければならない。

(処理施設の設置後の対応)

第17条 設置等予定者は、第7条第1項の協議に係る処理施設の設置等を行った場合は、第12条第2項の規定により検討した事項について、誠意をもって実施しなければならない。また、必要に応じて、関係者に対してその実施状況等を説明するよう努めなければならない。

2 設置等予定者は、第15条第1項の規定による協定に係る処理施設の設置等を行った場合は、当該協定に規定する事項について、誠意をもって対応しなければならない。

第3章 県外産業廃棄物の処理

(県外産業廃棄物の処理の事前協議)

第18条 県外排出事業者等は、県外産業廃棄物を県の区域内において処分し、又は保管するために搬入しようとするときは、県外産業廃棄物処理事前協議書（様式第4号。以下「搬入事前協議書」という。）を知事に提出し、協議しなければならない。ただし、別表第3に掲げる県外産業廃棄物を除く。

- 2 前項の場合において、次の各号のいずれにも該当する場合は、当該県外排出事業者等に代えて処分業者が事前協議書を提出することができる。
 - (1) 複数の県外排出事業者等が同一かつ同種の県外産業廃棄物を排出するとき
 - (2) 処分業者が前号の県外産業廃棄物を同一の処理方法で処理するとき
- 3 前項の規定による協議は、年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）ごとに行うものとする。
- 4 搬入事前協議書には、別表第4に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
- 5 次のいずれかに該当する場合にあっては、搬入理由書（様式第5号）を添付するものとする。
 - (1) 処理の方法が埋立処分である場合
 - (2) 処理の方法が中間処理である場合であって、中間処理後に埋立処分する産業廃棄物が生ずる可能性がある場合
 - (3) 積替え保管行為を行うために搬入する場合であって、搬入後の処理の方法が前2号に該当する場合
 - (4) 排出事業場の所在地が九州以外の地域である場合
 - (5) その他知事が必要と認める場合
(協議内容の変更等の指導)

第19条 知事は、前条第1項又は第2項の規定による協議の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、県外排出事業者に対して県外産業廃棄物の搬入の中止又は協議内容の変更等の指導を行うものとする。

- (1) 県外の処理施設、積替施設又は保管施設を経由すること等の理由により、排出事業者（当該産業廃棄物を発生させた事業者を含む。）の特定が困難な産業廃棄物であるとき。
- (2) 処理施設の処理能力に適しない種類、性状及び量の産業廃棄物であるとき。
- (3) 県外排出事業者等に対し、廃棄物に関する法令（条例及び要綱等を含む。）に基づく改善指導等が行われているとき。
- (4) 法又はこの要綱に基づく改善指導等が行われている処理業者に県外産業廃棄物の処理を委託するとき。
- (5) 委託契約書の内容が適正でないと認められるとき。
- (6) 生活環境の保全上支障があると認められるとき。
- (7) 搬入協議書に記載する産業廃棄物の処理フロー図、搬入理由書等により不適正な処理が行われるおそれがあると認められるとき。

2 知事は、前項の指導を行う場合、必要に応じて、生活環境の保全に関する専門的知識を有する者等に意見を求めることができるものとする。

(承認通知等)

第20条 知事は、第18条第1項又は第2項の規定による協議があった場合において、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、その旨及び次に掲げる事項を記載した県外産業廃棄物処理承認通知書（様式第6号又は様式第6号の2。以下「承認通知書」という。）を同条第1項の場合にあつては当該協議に係る県外排出事業者等に、同条第2項の場合にあつては処分業者に交付するものとする。

(1) 産業廃棄物の種類

(2) 搬入する産業廃棄物の量

(3) 搬入し、処分する期間

(4) 処理業者

(5) 処理の方法

2 知事は、承認通知書の交付に際し、生活環境の保全上必要な条件を付すことができるものとする。

3 県外排出事業者等は、承認通知書の交付を受けた後でなければ、自ら又は処理業者に委託して、県外産業廃棄物を県内に搬入してはならない。

(関係市町の長からの意見聴取等)

第21条 知事は、第18条第1項又は第2項の規定による協議の内容が第19条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、県外産業廃棄物が処分され、又は保管される施設の所在地を管轄する市町の長及び当該処理施設の設置等に際し意見を聴取した関係市町の長に搬入事前協議書の写しを送付し、期限を付して、県外産業廃棄物の処理について意見を聴取するものとする。

2 知事は、前項の規定により意見を聴取した関係市町の長に対して、その審査の結果を通知するものとする。

(事前協議内容の変更)

第22条 第20条第1項の規定により承認通知書の交付を受けた県外排出事業者等又は処分業者（以下「承認事業者」という。）は、同項各号に掲げる事項に変更（知事が別に定める軽微な変更を除く。）が生ずるときは、改めて知事に協議しなければならない。この場合においては、第18条から前条までの規定を準用する。

2 承認事業者は、収集又は運搬を行う者（県の区域内において保管行為を行う者を除く。）を変

更しようとするときは、当該変更の日の10日前までに、県外産業廃棄物処理事前協議事項変更届（様式第7号。以下「変更届」という。）により知事に届け出なければならない。

3 承認事業者は、次に掲げる事項を変更したときは、当該変更の日から10日以内に、変更届により知事に届け出なければならない。

(1) 承認事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地

(2) 排出事業場の名称

4 第20条第1項の規定は、前2項の届出があった場合について準用する。

(承認の取消し)

第23条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第20条第1項の規定により行った承認を取り消すことができる。

(1) 協議内容に虚偽があるとき。

(2) 第19条第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(3) 第20条第2項の規定により付した条件に違反したとき。

(4) 第20条第3項の規定に違反していたことが判明したとき。

(5) 前条第1項の規定に違反したとき。

2 県外排出事業者等は、前項の規定による取消しの際すでに県内に搬入した県外産業廃棄物があるときは、その搬入した県外産業廃棄物を撤去する等必要な措置を講じなければならない。

(承認通知書の写しの交付)

第24条 第20条第1項の規定により承認通知書の交付を受けた県外排出事業者等は、県外産業廃棄物の処理を委託するときは、承認通知書の写しを処理業者に交付しなければならない。

2 第20条第1項の規定により承認通知書の交付を受けた処分業者は、速やかに承認通知書の写しを当該県外排出事業者等に交付しなければならない。

(処理実績報告)

第25条 県外産業廃棄物を処分し、又は保管している処理業者は、4月から翌年3月までの間において処分し、又は保管した県外産業廃棄物の処理の状況を毎年6月末日までに、県外産業廃棄物処理実績報告書（様式第8号）により知事に報告しなければならない。

(処理業者の県内優先処理)

第26条 処理業者は、産業廃棄物の処理について、県内産業廃棄物の処理が滞ることのないよう、県内産業廃棄物の優先的な処理に努めなければならない。

(処理計画書の提出)

第27条 県外産業廃棄物を処分し、又は保管している処理業者は、次年度も継続して県外産業廃棄物を処分し、又は保管しようとするときは、毎年2月末日までに、次年度の処理計画を産業廃棄物処理計画書（様式第9号。以下「処理計画書」という。）により知事に提出しなければならない。

2 新たに県外産業廃棄物を処分し、又は保管しようとする処理業者は、当該年度の処理計画を処理計画書により知事に提出しなければならない。

（処理業者の適正処理等）

第28条 処理業者は、承認事業者の委託を受けて県外産業廃棄物の処理を行うときは、第20条第1項の規定により交付された承認通知書の写しの交付を受けた後でなければ、県内の処理施設又は保管施設に搬入し、処分し、又は保管してはならない。

2 県外産業廃棄物を収集し、又は運搬する処理業者は、承認通知書の写しを常時収集運搬施設に備えておかなければならない。

3 県外産業廃棄物を処分する処分業者は、承認通知書の写しを処理施設又は保管施設の管理事務所等に備えておかなければならない。

4 第2項の処理業者及び前項の処分業者は、承認通知書の写しを第20条第1項第3号に規定する期間の満了の日の翌日から5年間保存しておかなければならない。

（優良認定業者による県外産業廃棄物処理の特例）

第29条 別表第3第8項の県外産業廃棄物を搬入しようとする県内の処分業者（以下この条において「県内処分業者」という。）は、当該廃棄物を搬入しようとする日の前日までに排出事業者、中間処理の方法及び処理後の残さの再生等の計画を記載した県外産業廃棄物優良再生処理届（様式第10号。以下「優良再生届」という。）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の優良再生届が提出された場合は、速やかに、当該再生届に記載されている処分を行う事業場の存する市町の長に対し、当該届出書の写しを送付するものとする。

3 第1項の届出を行った県内処分業者は、同項の規定により県外産業廃棄物の搬入を行った後、処理業者、処理の方法等、その記載内容の変更（受け入れた県外産業廃棄物の全量の減量又は再生が確保される範囲内の変更に限る。）が必要となった場合は、速やかに、変更後の内容による優良再生届を改めて知事に提出しなければならない。

4 第1項の届出を行った県内処分業者は、当該届出に係る県外産業廃棄物を処理し、又は当該廃棄物の全量の減量又は再生をすることができない場合は、速やかに、知事に対して報告しなければならない。

- 5 知事は、前項の報告があったときは、県外産業廃棄物の搬入の中止、事前協議の実施その他の指導を行うものとする。
- 6 第18条から第21条までの規定は、第4項に規定する報告を行った県内処分業者が前項の規定による事前協議を行う場合に準用する。
- 7 第25条の規定は、第1項の届出があった場合に準用する。この場合において、同条中「県外産業廃棄物処理実績報告書（様式第8号）」とあるのは、「県外産業廃棄物優良再生結果報告書（様式第10号の2）」と読み替えるものとする。
- 8 県内処分業者が第1項の規定による届出を行った場合は、第20条第3項及び第27条の規定は適用しない。

（天災等により緊急的な処理を要する県外産業廃棄物処理の特例）

第30条 別表第3第9項の県外産業廃棄物を搬入しようとする県外排出事業者等は、事前に産業廃棄物の種類、数量等を記載した天災等により緊急的な処理を要する県外産業廃棄物処理に係る届出書（様式第11号。以下「天災等による届出書」という。）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該県外排出事業者等に代えて処分業者が天災等による届出書を提出することができる。
- 3 知事は、第1項又は前項の規定により天災等による届出書が提出された場合は、速やかに、当該届出書に記載されている処分を行う事業場の存する市町の長に当該届出書の写しを送付し、当該届出に係る県外産業廃棄物の処理について意見を聴取するものとする。
- 4 知事は、第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、その内容を審査し、支障がないと認めたときは、その旨を第1項の場合にあっては当該届出に係る県外排出事業者等に、第2項の場合にあっては処分業者に文書で通知するものとする。
- 5 知事は、第3項の規定により意見を聴取した市町の長に対して、その審査の結果を通知するものとする。
- 6 第20条第3項の規定は別表第3第9項の県外産業廃棄物を搬入しようとする県外排出事業者等について、第24条第1項の規定は第30条第4項の規定により通知を受けた県外排出事業者等について、第24条第2項の規定は第30条第4項の規定により通知を受けた処分業者について、第25条及び第28条第1項の規定は第30条第1項又は第2項の届出があった場合について準用する。この場合において、第20条第3項中「承認通知書の交付」とあるのは「第30条第4項の規定による通知」と、第24条第1項及び第2項中「承認通知書」とあるのは「第30条第4項の規定により通知された文書」と、第28条第1項中「承認事業者」とあるのは「第30条第4項の規定により通知を

受けた県外排出事業者等又は処分業者」と、「第20条第1項の規定により交付された承認通知書」とあるのは「同項の規定により通知された文書」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(報告、勧告等)

第31条 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、事業者等に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な措置について指示若しくは勧告をすることができる。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定により指示又は勧告をした内容について、県外排出事業者等の排出事業場を管轄する地方公共団体の長（法第24条の2に規定する市にあっては、市長）に通知するものとする。

(書類の部数及び経由)

第32条 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、第7条第1項、第11条第4項、第12条第3項、第13条第4項、第14条第1項、第18条第1項若しくは第2項（第22条第1項、第29条第6項において準用する場合を含む。）又は第29条第1項に規定するものにあつては3部、第22条第2項若しくは第3項、第25条又は第27条第1項若しくは第2項に規定するものにあつては2部、処理施設又は保管施設の設置場所を管轄する保健所長（長崎市及び佐世保市の保健所長を除く。）を経由して提出するものとし、第30条第1項若しくは第2項に規定するものにあつては1部を提出するものとする。

(補則)

第33条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成5年1月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）において、県内の処分業者との契約に基づき県外産業廃棄物の処分又は保管を行っている県外排出事業者については、事業者等が当該県外産業廃棄物の処分又は保管を施行日から2年以内に終了する旨の年次計画を定め、施行日から3月以内に当該契約を証する書類を添付して、これを知事に提出した場合は、当該年次計画の提出を第14条に規定する協議とみなす。

改正文（平成16年告示第303号）抄

平成16年4月1日から適用する。

改正文（平成19年告示第442号）抄

平成19年6月1日から施行する。なお、改正後の要綱は、この要綱の施行日以後に事前協議を行うものに適用し、施行日前の事前協議については従前の例による。

改正文（平成20年告示第394号の2）抄

平成20年6月1日（別表第2の改正規定は、平成20年4月1日）から適用する。なお、改正後の要綱は、この要綱の適用の日以後に事前協議を行うものに適用し、適用の日前の事前協議については従前の例による。

改正文（平成20年告示第915号）抄

平成20年10月17日（第11条第4項及び第5項、第12条第3項及び第4項、第18条第4項、第19条第1項第7号、第23条、第27条並びに別表第4の改正規定は、平成21年1月4日）から施行する。なお、改正後の要綱は、この要綱の施行の日以後に事前協議を行うものに適用し、施行の日前の事前協議については従前の例による。

前文（抄）（平成25年6月11日告示第641号）

平成25年6月11日から施行する。なお、改正後の要綱は、この要綱の施行の日以後に事前協議を行うものに適用し、施行の日前の事前協議については従前の例による。

前文（抄）（平成28年3月11日告示第224号）

平成28年4月1日から適用する。

なお、改正後の要綱は、この要綱の施行日以後に事前協議を行うものに適用し、施行日前の事前協議については、なお従前の例による。

前文（抄）（平成29年5月16日告示第407号）

平成29年6月1日から適用する。

なお、この要綱による改正後の長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱は、平成29年6月1日以後に事前協議を行うものに適用し、同日前の事前協議については、なお従前の例による。

前文（抄）（令和3年6月18日告示第459号）

令和3年7月1日から適用する。

なお、この要綱による改正後の長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱は、令和3年7月1日以後に事前協議を行うものに適用し、同日前の事前協議については、なお従前の例による。

別表第1（第7条関係）

- 1 排出事業者が、排出事業場内において当該事業場から発生する自らの産業廃棄物を処分するための処理施設の設置（政令第7条の2に掲げる処理施設を除く。）

- 2 移動式（排出事業場に移動させて処理する方式をいう。）のみの処理施設の設置
- 3 建設工事等に伴う臨時的な処理施設の設置（概ね2年以内の期間をいう。）
- 4 法第15条第1項に定める処理施設（既存の処理施設に限る。）であって、政令第7条の区分の追加又は変更に伴う処理施設の設置
- 5 50パーセント未満の処理能力の増加を伴う処理施設の変更又は更新（政令第7条の2に掲げる産業廃棄物処理施設を除く。）

別表第2（第8条関係）

- 1 次に掲げる水源の保護を図る必要がある区域。ただし、最終処分場又は廃棄物の処理に伴った水を排出し、若しくは浸透させるおそれのある施設に限る。
 - ア 市町が水道水源の保護を図るものとして条例で定める区域
 - イ その他知事が水道水源、水産用水、工業用水又は農業用水への影響のおそれのあると認める区域
- 2 次に掲げる自然環境の保全を図る必要のある区域等
 - ア 自然公園法（昭和32年法律第161号）に規定する自然公園又は長崎県立自然公園条例（昭和33年長崎県条例第21号）に規定する自然公園の区域
 - イ 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（平成20年長崎県条例第15号）に規定する自然環境保全地域
 - ウ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定する鳥獣保護区
 - エ 都市計画法（昭和43年法律第100号）に規定する風致地区
 - オ その他知事が希少な野生動植物の生息・生育地など自然環境の保全のため必要と認める区域
- 3 次に掲げる災害防止等のために保全を図る必要のある区域等
 - ア 森林法（昭和26年法律第249号）に規定する保安林及び保安林予定森林並びに保安施設地区及び保安施設予定森林地区
 - イ 河川法（昭和39年法律第167号）に規定する河川区域、河川保全区域及び河川予定地
 - ウ 砂防法（明治30年法律第29号）の規定による砂防指定地
 - エ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に規定する急傾斜地崩壊危険区域
 - オ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に規定する地すべり防止区域

カ 海岸法（昭和31年法律第101号）に規定する海岸保全区域及び一般公共海岸区域

キ 過去に地滑り、土砂崩れ、洪水等の災害が発生した区域

4 次に掲げる文化財の保護を図る必要がある区域等

ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）又は長崎県文化財保護条例（昭和36年長崎県条例第16号）に規定する史跡名勝天然記念物、伝統的建造物群保存地区、周知の埋蔵文化財包蔵地及び文化的景観

イ 市町が文化財の保護を図るものとして条例で定める区域

5 次に掲げる良好な景観の形成を図る必要がある地区

ア 景観法（平成16年法律第110号）に規定する景観地区及び準景観地区

イ 長崎県美しい景観形成推進条例（平成23年長崎県条例第18号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる長崎県美しいまちづくり推進条例（平成15年長崎県条例第3号）に規定する美しいまちづくり重点支援地区

6 市町農業振興地域整備計画の農用地利用計画において、農用地区域と指定されている土地

7 次に掲げる区域

ア 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する医療提供施設、社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する第1種社会福祉事業又は第2種社会福祉事業の用に供する施設をいう。）又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校に係る土地の敷地境界からおおむね200メートル以内の区域

イ 現に人が居住する住居の敷地境界からおおむね100メートル以内の区域

8 公共・公益施設の用地として利用の計画がある区域

9 その他知事が処理施設に係る土地として不相当と認める場所

別表第3（第18条関係）

1 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、再資源化を行うために搬入する特定建設資材廃棄物であって次に掲げるもの

ア コンクリート

イ コンクリート及び鉄から成る建設資材

ウ アスファルト・コンクリート

2 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第3条第1項（第8条において準用する場合を含む。）に基づき許可を受けた化製場又は死亡獣畜取扱場において、再生又は処理を行うために搬入される産業廃棄物であって次に掲げるもの

- ア 廃酸又は廃アルカリ（動物の血液に限る。）
- イ 動植物性残さ（動物性残さに限る。）
- ウ 動物系固形不要物
- エ 動物の死体
- 3 法第15条の4の3の規定により環境大臣の認定を受けた者が処理をする当該産業廃棄物
- 4 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第2条第9項の再資源化を行うために搬入する使用済自動車
- 5 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第1項に規定する再商品化を行うために搬入する同条第4項の特定家庭用機器
- 6 使用済小型電子機器等（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第2条第2項に定める使用済小型電子機器等をいい、同法第10条第3項により認定された再資源化事業計画に基づき再資源化が行われるものに限る。）
- 7 法律又は国若しくは長崎県が策定する再資源化等に関する計画等に基づき、再資源化が確実な産業廃棄物であって、かつ、処分業者の処分計画が適切であると知事が認めたもの
- 8 県内の処分業者のうち、優良認定業者であるものが県外産業廃棄物の処分を行う場合であって、中間処理（優良認定業者が処理後の残さを別の処分業者に委託して行われる中間処理を含む。）により全量が減量又は再生されることが確実な産業廃棄物
- 9 天災等により緊急的な処理を要する産業廃棄物

別表第4（第18条関係）

- 1 排出事業場の業務概要を記載した書類（第18条第2項により処分業者が提出する場合にあっては、県外排出事業者等の一覧表を添付すること。）
- 2 搬入方法（収集・運搬（保管）の流れ、経由先、受渡責任者の職氏名等）及び搬入経路を記載した書類
- 3 当該県外産業廃棄物の処理に係る委託契約書又はその案の写し及び処理業者の産業廃棄物処理業許可証の写し（ただし、第18条第2項により処分業者が提出する場合は、自社に係る産業廃棄物処理業許可証の写しを除く。）
- 4 第18条第2項により処分業者が提出する場合にあっては、県外排出事業者等ごとに、処理する産業廃棄物の種類、数量、処理の内訳、性状及び処理予定期間を記載した書類
- 5 県外排出事業者等が中間処理業者である場合にあっては、次に掲げる書類
 - ア 県外排出事業者等である中間処理業者の産業廃棄物処理業許可証の写し

イ 県外排出事業者等である中間処理業者に産業廃棄物の処分を委託した排出事業者の名称、所在地、業種等を記載した書類（県の区域内において処分又は保管する産業廃棄物に係るものに限る。）

6 次に掲げる産業廃棄物（第18条第2項により処分業者が提出する場合にあっては、全ての県外排出事業者等に係るものとする。）について事前協議書を提出しようとする日前3月以内に実施した当該産業廃棄物の分析証明書（様式第4号別紙に掲げる健康項目に係る溶出試験又は含有試験、含水率、pH等）の写し

ア 燃えがら

イ 汚泥

ウ 廃油

エ 廃酸

オ 廃アルカリ

カ 廃プラスチック類

キ 鉱さい

ク ばいじん

ケ 政令第2条第13号に規定する産業廃棄物

コ その他知事が必要があると認める産業廃棄物

7 その他知事が必要があると認める書類及び図面

備考

1 前年度に承認を受け、かつ搬入実績のある県外排出事業者等が提出する搬入事前協議書であって、その内容が前年度と変更のないものについては、当該産業廃棄物の分析証明書の写しを除き、関係書類及び図面の添付を省略することができる。

2 県が特に認める場合には、当該産業廃棄物の分析証明書の写しの一部又は全部の添付を省略することができる。

産業廃棄物処理施設設置（変更）事前協議書

長崎県知事 様

年 月 日

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

担当者

TEL

次のとおり処理施設の設置等（設置、構造変更、規模変更）を行いたい（ 年 月 日付
けで協議した内容を変更したい）ので、長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱第7条第1項（第14条第
1項）の規定により、関係書類を添えて協議します。

処 理 施 設 の 種 類	
処 理 す る 産 業 廃 棄 物 の 種 類	
設 置 場 所	
処 理 能 力 （最終処分場にあつては 面 積 及 び 容 積）	
処 理 方 式	
構 造 及 び 設 備 の 概 要	
施 設 か ら の 排 水 の 処 理 方 式	

放 流 水	水 質	
	水 量	m ³ /日
	放 流 方 法	
	放 流 先 の 概 要	
排 煙 の 処 理	処理計画目標値	
	排 出 量	
	処 理 方 法	
汚泥、焼却残さ又は 処理後の廃棄物の処分		
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日
変 更 の 理 由 (変更の場合)		

添付書類

- 1 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設又は有機性廃棄物を原材料とする肥料、飼料等の製造施設の設置等をしようとする者にあつては、要綱第8条に規定する立地基準への適合状況を明らかにする書類
- 2 次に掲げる生活環境の保全のための措置及びその効果を明らかにする書類
 - ア 法第15条第1項に規定する処理施設 同条第3項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査を行う項目、方法及び環境保全目標値等を記載した書類
 - イ アに掲げる施設以外の施設 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動又は悪臭のうち生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものについて生活環境の保全のための措置及びその効果を明らかにする書類
- 3 処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書（処理能力計算書を含む。）
- 4 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面並びに埋立処分の計画を記載した書類及び図面
- 5 最終処分場以外の処理施設にあつては、事業の概要及び処理工程図
- 6 処理施設の付近の見取図
- 7 排水を排出する処理施設の設置等をしようとする者にあつては、処理施設から公共用水域に至るまでの排水経路及びその周辺の土地利用状況を示した図面
- 8 関係者に周知するために用いる処理施設の設置の概要を記載した書類及び図面
- 9 構造又は規模の変更にあつては、変更前の内容と変更後の内容を記載した書類及び図面
- 10 その他知事が必要と認める書類及び図面

説明会等実施状況報告書

年 月 日

長崎県知事 様

郵便番号
住 所
氏 名
(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)
担 当 TEL

長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱第11条第4項の規定により、説明会等実施状況報告書を提出します。

処理施設の設置場所		
説明会に関する事項	開催日時	
	開催場所	
	対象地域内戸数	
	出席者数	
説明会の内容及び意見の集約並びに今後の対応		

- 注 1 説明会で配布した資料及び議事録等を添付すること。
2 第11条第2項の規定により説明会の開催に代えて他の方法により周知を図った場合には、「説明会に関する事項」の欄について、「開催日時」、「開催場所」及び「出席者数」をそれぞれ「周知を図った日」、「周知の方法」及び「周知を図った人数」などと適宜読み替えて記載すること。

意見等調整状況報告書

年 月 日

長崎県知事 様

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

担 当

TEL

長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱第12条第3項の規定により、意見等調整状況報告書を提出します。

関係地域内に住所を有するものの意見	意見に対する設置等予定者の見解・対応

- 注 1 意見が書面でなされた場合は、その写しを添付すること。
2 上記に記載する事項のほか、書類、図面等資料がある場合には添付すること。

県外産業廃棄物処理事前協議書

年 月 日

長崎県知事 様

郵便番号
住 所
氏 名
(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)
担 当 TEL

次のとおり 年度において県外産業廃棄物の処理を行いたい（ 年 月 日付で協議した内容を変更したい）ので、長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱第18条第1項（第18条第2項及び第22条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、関係書類を添えて協議します。

産業廃棄物を排出する事業場*	名 称					
	所在地					
処理する理由						
処理の方法						
県内 で 処理する 産業廃棄物*	種 類	数 量	処 理 の 内 訳			性 状 等 別 紙 の と お り
		m ³ (t)/年	保管量	中間処分量	埋立処分量	
		m ³ (t)/年				
		m ³ (t)/年				
		m ³ (t)/年				
処理予定期間*	年 月 日から 年 月 日まで					
処 理 の 内 訳	自己処理・委託処理の別		自 己 ・ 委 託			
	処 理 業 者	住 所 及び電話番号				
		氏名又は名称				
	許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号				

処 理 の 内 訳	保 管※	自己処理・委託処理の別		自 己 ・ 委 託
		処 理 業 者	住 所 及び電話番号	
			氏名又は名称	
			許可年月日 及び許可番号	第 年 月 日 号
		保 管 施 設	保 管 方 法	
			名 称	
			所 在 地	
	中 間 処 理 又 は 埋 立 処 分	自己処理・委託処理の別		自 己 ・ 委 託
		処 理 業 者	住 所 及び電話番号	
			氏名又は名称	
			許可年月日 及び許可番号	第 年 月 日 号
		事 業 場	名 称	
			所 在 地	
製造工程（使用原料が分かるもの。）及び産業廃棄物の排出工程図※				
特 定 施 設 の 設 置 状 況※		(工程中に、水質汚濁防止法又は大気汚染防止法の特定施設等があれば施設番号、施設名を記入のこと。)		

産業廃棄物の処理フロー図

(排出から最終処分までのすべての行程を記載すること。)

変更に係る事項

変更の理由

- 注 1 この様式中、不要の文字は使途に従い消してください。
- 2 処理業者が複数の場合には、用紙を追加して下さい。
- 3 処分業者が提出する場合であって、複数の県外排出事業者等が存在する場合は、※の欄は別紙として添付してください。
- 4 「保管施設」及び「処理施設」の欄には、自ら処分又は保管を行う場合も記載して下さい。
- 5 県外排出事業者等が中間処理業者である場合にあっては、「製造工程及び産業廃棄物の排出工程図」の欄に、中間処理工程図を記載して下さい。
- 6 「産業廃棄物の処理フロー図」の欄には、排出する産業廃棄物の種類ごとに、排出から最終処分までの全ての処理行程が分かる具体的な情報を記載してください。
- 7 協議の内容を変更しようとするときは、当該変更に係る事項及び変更の理由を記載して下さい。

添付書類

- 1 排出事業場の業務概要を記載した書類（第18条第2項により処分業者が提出する場合にあっては、県外排出事業者等の一覧表を添付すること。）
- 2 搬入方法（収集・運搬（保管）の流れ、経由先、受渡責任者の職氏名等）及び搬入経路を記載した書類
- 3 当該県外産業廃棄物の処理に係る委託契約書又はその案の写し及び処理業者の産業廃棄物処理業許可証の写し（ただし、第18条第2項により処分業者が提出する場合は、自社に係る産業廃棄物処理業許可証の写しを除く。）
- 4 県外排出事業者等が中間処理業者である場合にあっては、次に掲げる書類
 - ア 県外排出事業者等である中間処理業者の産業廃棄物処理業許可証の写し
 - イ 県外排出事業者等である中間処理業者に産業廃棄物の処分を委託した排出事業者の名称、所在地、業種等を記載した書類（県の区域内において処分又は保管する産業廃棄物に係るものに限る。）
- 5 第18条第5項各号のいずれかに該当する場合にあっては、搬入理由書（様式第5号）
- 6 この要綱の別表第4の6に掲げる産業廃棄物の分析証明書の写し
- 7 その他知事が必要があると認める書類

備考 前年度に承認を受け、搬入実績のある者で、協議内容が前年度と変更のないものについては、当該産業廃棄物の分析証明書の写しを除き、関係書類及び図面の添付を省略することができる。

排出事業場名称							
事業場の所在地		TEL		担当者			
産 業 廃棄物	種類				通称名		
	外観			色			荷姿
	形状			臭気			その他
取扱上 の注意	爆破、可燃性						
	毒性、病原性						
	運搬上の注意						
	他物質との混合						
具 体 的 な 性 状							
主成分				BOD, COD			
混合成分				pH			
				水分	%		
毒劇物成分				油分	%		
健康項目	含有量 (単位)		溶出試験 (mg/l)		備 考		
総水銀							
アルキル水銀							
ガドミウム							
鉛							
有機リン							
六価クロム							
ヒ素							
シアン							
ポリ塩化ビフェニル							
トリクロロエチレン							
テトラクロロエチレン							
ジクロロメタン							
四塩化炭素							
1・2-ジクロロエタン							
1・1-ジクロロエチレン							
シス-1・2-ジクロロエチレン							
1・1・1-トリクロロエタン							
1・1・2-トリクロロエタン							
1・3-ジクロロプロペン							
チウラム							
シマジン							
チオベンカルブ							
ベンゼン							
セレン							
1・4-ジクロロベンゼン							
ダイキシン類							

注 この表は産業廃棄物の種類ごとに一葉ずつ作成してください。
添付書類 本要綱の別表第4の6に掲げる産業廃棄物にあっては、分析証明書の写しを添付して下さい。

搬入理由書

本県の区域において処理又は保管を行う具体的な理由について、下記により記載してください。

産業廃棄物を 排出する事業場	名 称	
	所在地	
1. 排出事業場の 存する地域又は その近隣の地域 において処理す ることが困難で あると判断する 理由		
2. 本県の区域に おいて積替え保 管行為を行う必 要があると判断 する理由		
3. 本県の区域に おいて処分する 必要があると判 断する理由		
4. 事前協議書に 記載する処分業 者に処理を委託 する理由		

- 注 1 1. の「近隣の地域」は、本県の区域を含まない地域に限ります。
 2 2. は、本県の区域において積替え保管行為を行う場合のみ記入してください。
 3 各欄に記入しきれないときは、任意の様式を追加してください。

(排出事業者用)
様式第6号(第20条関係)

番 号
年 月 日

様

長崎県知事 印

県外産業廃棄物処理承認通知書

年 月 日付けで協議のあった県外産業廃棄物の搬入については、下記のとおり承認
します。

記

産業廃棄物を排出 する事業場	名称		
	所在地		
処理の方法			
県内へ 搬入する 産業廃棄物	種類	数	量
			m ³ (t)/年
処理予定期間			
		年 月 日から	年 月 日まで
処理 の 内 訳	自己処理・委託処理の別		自 己 ・ 委 託
	処 理 業 者	住 所 及び電話番号	
		氏名又は名称	
		許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号

処 理 の 内 訳	保 管 者	自己処理・委託処理の別		自 己 ・ 委 託
		処 理 業 者	住 所 及び電話番号	
			氏名又は名称	
			許可年月日 及び許可番号	第 年 月 日 号
		保 管 施 設	保 管 方 法	
			名 称	
			所 在 地	
	中 間 処 理 又 は 埋 立 処 分	自己処理・委託処理の別		自 己 ・ 委 託
		処 理 業 者	住 所 及び電話番号	
			氏名又は名称	
許可年月日 及び許可番号			第 年 月 日 号	
事 業 場		名 称		
		所 在 地		
承認の条件				

(処分業者用)
様式第6号の2 (第20条関係)

番 号
年 月 日

様

長崎県知事 ⑩

県外産業廃棄物処理承認通知書

年 月 日付けで協議のあった県外産業廃棄物の搬入については、下記のとおり承認
します。

記

産業廃棄物を排出する事業場		県内へ搬入する産業廃棄物		処理予定期間
名称	所在地	種類	数量	
1			m ³ (t)/年	
2			m ³ (t)/年	
3			m ³ (t)/年	
4			m ³ (t)/年	
5			m ³ (t)/年	
6			m ³ (t)/年	
7			m ³ (t)/年	
8			m ³ (t)/年	
9			m ³ (t)/年	
10			m ³ (t)/年	
11			m ³ (t)/年	
12			m ³ (t)/年	
13			m ³ (t)/年	
処 理 の 方 法				

収集・運搬業者			
氏名又は名称	住所及び電話番号	許可年月日	許可番号
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
承認の条件			

県外産業廃棄物処理事前協議事項変更届

年 月 日

長崎県知事 様

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

担当者

TEL

次のとおり、県外産業廃棄物処理の事前協議事項を変更したい（変更した）ので、長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱第22条第2項（第3項）の規定により届け出ます。

承認通知書の番号	号	通知年月日	年 月 日
変 更 事 項			
変 更 の 内 容	変更前		
	変更後		
変 更 の 理 由			
変更の年月日	年	月	日

注 この様式中、不要の文字は用途に従い消して下さい。

添付書類 事前協議書に準じ、変更に係るもの

県外産業廃棄物処理実績報告書

年 月 日

長崎県知事 様

住 所

氏 名

（法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

担当者

（電話番号）

次のとおり、長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱第25条の規定により 年度の県外産業廃棄物処理実績報告書を提出します。

産業廃棄物 処理（保管）施設	名 称					
	所 在 地					
	処 理 方 法	中間処理（ ）・最終処分・保管行為				
	処分能力、埋立残余容量 又は保管容量					
種 類 排出事業者	産業廃棄物の種類及び処理（保管）実績（m ³ 又はt）					
	合 計					

注 処理実績は、前年度（4月から翌年3月）の実績を記入してください。

産業廃棄物処理計画書

年 月 日

長崎県知事 様

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

担 当

TEL

次のとおり、長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱第27条第1項の規定により 年度の産業廃棄物処理計画書を提出します。

産業廃棄物 処理(保管)施設	名 称					
	所 在 地					
	処 理 方 法		中間処理 () ・ 最終処分・保管行為			
	処分能力、埋立残余容量 又は保管容量					
産業廃棄物の種類	処理(保管)計画 (m ³ 又は t)			処理(保管)実績 (m ³ 又は t)		
	県内(%)	県外(%)	計	県内(%)	県外(%)	計
	()	()		()	()	
	()	()		()	()	
	()	()		()	()	
	()	()		()	()	
	()	()		()	()	
	()	()		()	()	
	()	()		()	()	
	()	()		()	()	
合 計 (%)	()	()	(100)	()	()	(100)

注 1 処理(保管)実績は、前年度の2月から本年度の1月までの実績を記入してください。
 2 処理(保管)施設が複数ある場合には、施設ごとに別葉で作成してください。

県外産業廃棄物優良再生処理届

年 月 日

長崎県知事 様

郵便番号
住 所
氏 名

（法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

担 当 TEL
許可番号
事業場所

次のとおり県外産業廃棄物の処理を行いますので、長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱第29条第1項の規定により、この届を提出します。

排出事業者	名 称			
	所在地			
産業廃棄物を排出する事業場	名 称			
	所在地			
県内 で 処理する 産業廃棄物	種 類	数	量	性 状 等
			m ³ (t)/年	
			m ³ (t)/年	
			m ³ (t)/年	
			m ³ (t)/年	
			m ³ (t)/年	
			m ³ (t)/年	
			m ³ (t)/年	
			m ³ (t)/年	
処理開始日時	年 月 日			

処 理 の 内 訳	一次 処理	収集・運搬	自己処理・委託処理の別		自 己 ・ 委 託			
			処 理 業 者	住 所 及び電話番号				
				氏名又は名称				
				許可年月日 及び許可番号				
		届出者が行 う中間処理 の内容	種 類	処 理 方 法	全体の ※ 減量・再生	再生品について (売却先・使用方法など)		
	二次 処理	収集・運搬	自己処理・委託処理の別		自 己 ・ 委 託			
			処 理 業 者	住 所 及び電話番号				
氏名又は名称								
許可年月日 及び許可番号								
届出者から の処理委託 により行わ れる中間処 理の内容		委 託 先	名 称					
			所在地および 事業場住所					
	種 類	処 理 方 法	全体の ※ 減量・再生	再生品について (売却先・使用方法など)				

※中間処理の工程により、全量が減量またはリサイクルされる場合に、○を記入すること

産業廃棄物の処理フロー図

(排出から最終処分（再生に限る。）までの全ての行程を記載すること。)

- 注 1 この様式中、不要の文字は用途に従い消してください。
- 2 処理業者が複数の場合には、用紙を追加して下さい。

県外産業廃棄物優良再生結果報告書

年 月 日

長崎県知事 様

住 所
氏 名

（法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）
担 当 者 （電話番号）
許 可 番 号

次のとおり、長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱第29条第7項の規定により 年度の県外産業廃棄物優良再生結果報告書を提出します。

排出事業者	名 称					
	所在地					
産業廃棄物を 排出する事業場	名 称					
	所在地					
種 類 処理の行程	産業廃棄物の種類及び処理実績（m ³ 又はt）					
県内への搬入量						
一 次 処 理	中間処理による減量					
	再生利用量					
二 次 処 理	中間処理による減量					
	再生利用量					
三 次 処 理	中間処理による減量					
	再生利用量					
減量および再生量合計						
(備考)						

注 処理実績は、前年度（4月から翌年3月）の実績を記入してください。
各処理段階での減量および再生量の合計と、県内への搬入量とが一致しない場合は、備考欄に理由を記載してください。

県外産業廃棄物（天災等により緊急的な処理を要する）処理届

年 月 日

長崎県知事 様

郵便番号
住 所
氏 名

（法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

担 当 TEL

次のとおり県外産業廃棄物の処理を行いたいので、長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱第30条第1項（第2項）の規定により、この届を提出します。

排出事業者	名 称	
	所 在 地	
産業廃棄物を排出する事業場	名 称	
	所 在 地	
	産業廃棄物の種類	
	産業廃棄物の数量	m ³ (t)
	産業廃棄物に関する事項	排出行程を示す書類・性状等を示す書類（必要に応じて分析証明書の写し ^{※1} ）
収集運搬業者	氏名又は名称	
	許 可 番 号	
処分業者	氏名又は名称	
	許 可 番 号	
	所 在 地	
	処 理 の 方 法	
	処 理 能 力	m ³ (t)/日
緊急的な処理を要する理由		
処 理 予 定 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
備 考		

※1：汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリなど、品目によっては確認すること。